

航空機乗組員の使用する医薬品の取り扱いに関する指針（平成17年3月30日制定 国空乗第491号）の一部改正

改正	現 行
<p style="text-align: center;">航空機乗組員の使用する医薬品の取り扱いに関する指針</p> <p>平成17年 3月30日 制定 国空乗第491号 平成19年 3月 5日一部改正 国空乗第560号 平成25年11月27日一部改正 国空航第685号 平成26年10月 3日一部改正 国空航第518号 平成30年 6月12日一部改正 国空航第182号 令和 元年 6月17日一部改正 国空航第327号 令和 4年 3月29日一部改正 国空航第3037号 <u>令和 5年 7月21日一部改正 国空安政第796号</u></p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 医薬品使用に関する運用指針</p> <p>全ての医薬品について、その使用が安全な飛行と両立しうるか否かを本指針で示すことは不可能である。本指針では、一般に用いられている代表的な医薬品及び飛行環境におけるそれらの使用について、航空業務に及ぼす影響に関して次の4グループに分類して説明する。</p> <p>A 航空業務に当たり、安全と考えられる医薬品 B 航空業務に当たり、指定医又は乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品 C 航空業務に当たり、国土交通大臣による判定が必要な医薬品</p>	<p style="text-align: center;">航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針</p> <p>平成17年 3月30日 制定 国空乗第491号 平成19年 3月 5日一部改正 国空乗第560号 平成25年11月27日一部改正 国空航第685号 平成26年10月 3日一部改正 国空航第518号 平成30年 6月12日一部改正 国空航第182号 令和 元年 6月17日一部改正 国空航第327号 令和 4年 3月29日一部改正 国空航第3037号</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 医薬品使用に関する運用指針</p> <p>全ての医薬品について、その使用が安全な飛行と両立しうるか否かを本指針で示すことは不可能である。本指針では、一般に用いられている代表的な医薬品及び飛行環境におけるそれらの使用について、航空業務に及ぼす影響に関して次の4グループに分類して説明する。</p> <p>A 航空業務に当たり、安全と考えられる医薬品 B 航空業務に当たり、指定医又は乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品 C 航空業務に当たり、国土交通大臣による判定が必要な医薬品</p>

航空機乗組員の使用する医薬品の取り扱いに関する指針（平成17年3月30日制定 国空乗第491号）の一部改正

改正	現行
<p>D 航空業務には不適合な医薬品</p> <p>なお、医薬品を使用中の乗員の身体検査基準への適合性について指定医が判定を行うことが困難な場合には、指定医の段階では不適合と判定し、詳細なレポートを添えて国土交通大臣の判定を受けるものとする。</p> <p>A (略)</p> <p>B 航空業務に当たり、指定医又は乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品</p> <p>以下の医薬品を使用する場合は、航空機の正常な運航への影響及び身体検査基準への適合性という観点から、指定医又は乗員健康管理医により、対象疾患の程度及び医薬品の副作用等の確認を行ったうえでなければ、航空業務に従事してはならない。</p> <p>○非ステロイド系消炎鎮痛薬及びアセトアミノフェン</p> <p>外用薬を使用する場合、指定医又は乗員健康管理医により、対象疾患の程度及び医薬品の副作用等の確認を行わなければならない。内服薬は月経痛に使用する場合に限る。月経痛に使用する場合以外の内服薬の使用は、各々の疾病状態を合わせて評価する必要があるためCグループと同じ扱いにする。</p> <p>○一般用医薬品（市販薬）（指定第2類を除く第2類） （略）</p>	<p>D 航空業務には不適合な医薬品</p> <p>なお、医薬品を使用中の乗員の身体検査基準への適合性について指定医が判定を行うことが困難な場合には、指定医の段階では不適合と判定し、詳細なレポートを添えて国土交通大臣の判定を受けるものとする。</p> <p>A (略)</p> <p>B 航空業務に当たり、指定医又は乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品</p> <p>以下の医薬品を使用する場合は、航空機の正常な運航への影響及び身体検査基準への適合性という観点から、指定医又は乗員健康管理医により、対象疾患の程度及び医薬品の副作用等の確認を行ったうえでなければ、航空業務に従事してはならない。</p> <p>○非ステロイド系消炎鎮痛薬</p> <p>外用薬を使用する場合、指定医又は乗員健康管理医により、対象疾患の程度及び医薬品の副作用等の確認を行わなければならない。内服薬は月経痛に使用する場合に限る。月経痛に使用する場合以外の内服薬の使用は、各々の疾病状態を合わせて評価する必要があるためCグループと同じ扱いにする。</p> <p>○一般用医薬品（市販薬）（指定第2類を除く第2類） （略）</p>

航空機乗組員の使用する医薬品の取り扱いに関する指針（平成17年3月30日制定 国空乗第491号）の一部改正

改正	現行
<p>○抗菌薬</p> <p>ピロリ菌感染症に使用する内服薬の場合、1週間で使用する1次除菌の場合に限る。使用する場合は、使用開始から3日間は副作用確認のため、航空業務に従事してはならない。</p> <p>慢性副鼻腔炎に使用するマクロライド療法の場合、耳鼻科医により治療がなされ、最低<u>1</u>週間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められず、航空業務に支障を来すおそれがないことを確認されなければならない。</p> <p>○整腸剤、消化酵素薬、健胃薬、止瀉薬（腸運動抑制薬を除く） （略）</p> <p>○去痰薬 （略）</p> <p>○漢方薬、<u>生薬</u></p> <p>指定医又は乗員健康管理医によって使用する原因の確認を行った上で、<u>次に掲げる6つの成分を含む漢方薬又は生薬を使用する場合は、指示された用法、用量を厳守して使用し、投与間隔に関しては、使用を終了してから少なくとも通常投与間隔の2倍の時間（1日3回の服用が指示されている場合は16時間、1日2回の場合は24時間、1日1回の場合は48時間）は航空業務に従事してはならない。これ以外の漢方薬又は生薬については、指示された用法、用量を厳守して使用すること。</u></p>	<p>○抗菌薬</p> <p>ピロリ菌感染症に使用する内服薬の場合、1週間で使用する1次除菌の場合に限る。使用する場合は、使用開始から3日間は副作用確認のため、航空業務に従事してはならない。</p> <p>慢性副鼻腔炎に使用するマクロライド療法の場合、耳鼻科医により治療がなされ、最低<u>2</u>週間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められず、航空業務に支障を来すおそれがないことを確認されなければならない。</p> <p>○整腸剤、消化酵素薬、健胃薬、止瀉薬（腸運動抑制薬を除く） （略）</p> <p>○去痰薬 （略）</p> <p>○漢方薬</p> <p>指定医又は乗員健康管理医によって使用する原因の確認を行った上で、<u>日本薬局方生薬総則に規定されている医療用漢方製剤を1剤のみ使用する場合に限る。</u></p>

改正	現行
<p> <u>・センナ（薬理成分センノシド）</u> <u>・センナジツ（薬理成分センノシド）</u> <u>・大黄（ダイオウ）</u> <u>・芒硝（ボウショウ）</u> <u>・當実（エイジツ）</u> <u>・マオウ（薬理成分エフェドリン）</u> </p> <p><u>（削除）</u></p> <p>○アレルギー性結膜炎、アレルギー性眼瞼炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性皮膚疾患治療用の点眼薬・点鼻薬・外用薬（ステロイド含有の医薬品も含む） （略）</p> <p>○痔疾患に対する坐薬・緩下剤・外用薬 （略）</p> <p><u>○便秘症に対する緩下剤</u> <u>用法、用量を守って使用すること。刺激性のものは使用を終了してか</u></p>	<p><u>○生薬</u> <u>指定医又は乗員健康管理医によって使用する原因の確認を行った上で、日本薬局方生薬総則に規定されている生薬製剤を1剤のみ使用する場合に限る。生薬が配合されている医薬品等については、個々の分類や基準に従う。</u></p> <p>○アレルギー性結膜炎、アレルギー性眼瞼炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性皮膚疾患治療用の点眼薬・点鼻薬・外用薬（ステロイド含有の医薬品も含む） （略）</p> <p>○痔疾患に対する坐薬・緩下剤・外用薬 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正	現行
<p><u>少なくとも通常投与間隔の2倍の時間(1日3回の服用が指示されている場合は16時間、1日2回の場合は24時間、1日1回の場合は48時間)は航空業務に従事してはならない。</u></p> <p>○降圧薬 (略)</p> <p>○痛風又は無症候性高尿酸血症の治療のための尿酸排泄薬、尿酸生成阻害薬又は酸性尿改善薬 最低1週間の経過観察期間を経て、症状及び使用医薬品の副作用がなく、血清尿酸値が安定していることが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。<u>また、増量に当たっては飛行停止期間は特に設けなくともよいが、1ヵ月以内に病態の確認を行うこと。</u></p> <p>○消化性潰瘍治療薬 (略)</p> <p>○内視鏡による潰瘍癒痕期確認後(S-stage)の維持療法・予防的投与、治癒期(H-stage)の治療薬、逆流性食道炎の治療薬及びピロリ菌感染治療薬としてのプロトンポンプ阻害薬(<u>ボノプラザンフマル酸塩を含む</u>)及びH2ブロッカー 指定医又は乗員健康管理医によって、副作用が認められないことが確認されなければならない。ただし、プロトンポンプ阻害薬を使用してい</p>	<p>○降圧薬 (略)</p> <p>○痛風又は無症候性高尿酸血症の治療のための尿酸排泄薬、尿酸生成阻害薬又は酸性尿改善薬 最低1週間の経過観察期間を経て、症状及び使用医薬品の副作用がなく、血清尿酸値が安定していることが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。</p> <p>○消化性潰瘍治療薬 (略)</p> <p>○内視鏡による潰瘍癒痕期確認後(S-stage)の維持療法・予防的投与、治癒期(H-stage)の治療薬、逆流性食道炎の治療薬及びピロリ菌感染治療薬としてのプロトンポンプ阻害薬及びH2ブロッカー 指定医又は乗員健康管理医によって、副作用が認められないことが確認されなければならない。ただし、プロトンポンプ阻害薬を使用してい</p>

改正	現行
<p>る場合は、詳細な問診により内服内容や状況を確認すること。また、潰瘍の活動期（A-stage）は不適合とする。</p> <p>○鎮静作用の無い抗ヒスタミン薬（第二世代の抗ヒスタミン薬に限る） 過去の使用経験により、眠気・集中力低下等の副作用が無いことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。ただし、フェキソフェナジン、ロラタジン、デスロラタジン及びビラスチン以外の内服薬を使用後は少なくとも通常投与間隔の2倍の時間（1日3回の服用が指示される場合は16時間、1日2回の場合は24時間、1日1回の場合は48時間）は航空業務に従事してはならない。<u>なお、トリアムシノロンアセトニドの1回筋注療法は許可されない。</u></p> <p>○減感作療法（皮下注射及び舌下免疫療法） 最低1週間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められないこと及び副作用があった場合にはその内容及び程度を指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。<u>また、以後の継続治療に当たっては、皮下注射後4時間以内は航空業務に従事してはならない。</u></p> <p>○睡眠薬（睡眠導入薬） 酒石酸ゾルピデム、ゾピクロン（<u>エスゾピクロン含む</u>）、ラメルテオンについては、常習性及び依存性がないこと並びに事前に試用して24時間後には、眠気・集中力の低下がないことが指定医又は乗員健康管理医</p>	<p>る場合は、詳細な問診により内服内容や状況を確認すること。また、潰瘍の活動期（A-stage）は不適合とする。</p> <p>○鎮静作用の無い抗ヒスタミン薬（第二世代の抗ヒスタミン薬に限る） 過去の使用経験により、眠気・集中力低下等の副作用が無いことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。ただし、フェキソフェナジン、ロラタジン、デスロラタジン及びビラスチン以外の内服薬を使用後は少なくとも通常投与間隔の2倍の時間（1日3回の服用が指示される場合は16時間、1日2回の場合は24時間、1日1回の場合は48時間）は航空業務に従事してはならない。</p> <p>○減感作療法（皮下注射及び舌下免疫療法） 最低1週間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められないこと及び副作用があった場合にはその内容及び程度を指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。<u>ただし、皮下注射後24時間以内は航空業務に従事してはならない。</u></p> <p>○睡眠薬（睡眠導入薬） 酒石酸ゾルピデム、ゾピクロン、ラメルテオンについては、常習性及び依存性がないこと並びに事前に試用して24時間後には、眠気・集中力の低下がないことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されな</p>

改正	現行
<p>によって確認されなければならない。ただし、服用後24時間を経過するまでは航空業務に従事してはならず、また、常習性及び依存性を醸成する恐れがあることから、1週間で2回までの頻度とし、かつ、年齢に応じた適用量での使用に限る。また、相談を受けた指定医又は乗員健康管理医は、その旨を文書として診療録等に残すこと。上記<u>4</u>つの薬剤以外の睡眠導入薬は許可されない。</p> <p><u>脳波検査時にラボナを使用した場合は、服用後24時間を経過するまでは航空業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>○女性ホルモン製剤（卵胞ホルモン、黄体ホルモン、卵胞ホルモン・黄体ホルモン配合剤、子宮内黄体ホルモン放出システム、GnRHアゴニスト、アンタゴニスト）、子宮内膜症治療薬</u></p> <p><u>最低1ヶ月間の試用期間中、血栓形成傾向、肝障害、血圧異常等の定期的なチェックを指定医又は乗員健康管理医が実施し、異常の無いことが確認されなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○生殖補助医療に使用するホルモン製剤等の内服薬、外用薬</u></p> <p><u>最低1ヶ月間の試用期間中、血栓形成傾向、肝障害、血圧異常等の定</u></p>	<p>なければならない。ただし、服用後24時間を経過するまでは航空業務に従事してはならず、また、常習性及び依存性を醸成する恐れがあることから、1週間で2回までの頻度とし、かつ、年齢に応じた適用量での使用に限る。また、相談を受けた指定医又は乗員健康管理医は、その旨を文書として診療録等に残すこと。上記<u>3</u>つの薬剤以外の睡眠導入薬は許可されない。</p> <p><u>○低用量ピル</u></p> <p><u>最低1ヶ月間の試用期間中、血栓形成傾向、肝障害、血圧異常等の定期的なチェックを指定医又は乗員健康管理医が実施し、異常の無いことが確認されなければならない。</u></p> <p><u>○子宮内膜症治療薬（ジェノゲストに限る）</u></p> <p><u>最低1ヶ月間の試用期間中、血栓形成傾向、肝障害、血圧異常等の定期的なチェックを指定医又は乗員健康管理医が実施し、異常の無いことが確認されなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正	現行
<p><u>期的なチェックを指定医又は乗員健康管理医が実施し、異常の無いことが確認されなければならない。治療にて妊娠の可能性のある期間は、航空業務に従事してはならない。なお、スプレキユア点鼻液を使用する場合、特に使い始めの多量の不正出血に注意し、貧血等の症状が体調に影響しないかを産婦人科専門医に確認し、注意深く使用すること。その後も定期的に副作用について産婦人科専門医にて確認すること。皮下注にて用いる不妊治療薬は、24時間以内は航空業務に従事してはならない。</u></p> <p>○前立腺肥大治療薬、<u>前立腺炎治療薬、排尿障害治療薬（以上α遮断薬、5α還元酵素阻害薬、低用量PDE5阻害薬、β3刺激薬を含む）</u></p> <p>最低1ヶ月間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められず、国際前立腺症状スコア及び画像検査等を評価し、泌尿器科専門医によって経過良好であることが確認されなければならない。</p> <p><u>○ED治療薬</u></p> <p><u>シルデナフィル、バルデナフィルは使用后24時間以内、タダラフィルは使用后48時間以内は航空業務に従事してはならない。</u></p> <p>○鉄剤 （略）</p> <p>○甲状腺ホルモン補充療法</p>	<p>○前立腺肥大治療薬</p> <p>最低1ヶ月間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められず、国際前立腺症状スコア及び画像検査等を評価し、泌尿器科専門医によって経過良好であることが確認されなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>○鉄剤 （略）</p> <p>○甲状腺ホルモン補充療法</p>

改 正	現 行
<p>(略)</p> <p>○チアゾリジン誘導体、ビグアナイド薬、α グルコシダーゼ阻害薬、DPP-4阻害薬、GLP-1受容体作動薬、SGLT-2阻害薬</p> <p>(略)</p> <p>○脂質異常症治療薬</p> <p>脂質異常症の治療のために、スタチン、プロブコール、フィブラート系薬、ニコチン酸系薬、多価不飽和脂肪酸、植物ステロール、陰イオン交換樹脂、小腸コレステロールトランスポーター阻害薬を使用する場合には、使用開始後、最低1週間の経過観察期間を経て、血清脂質値が安定し、かつ、使用医薬品の副作用が認められず、また、安静時心電図、眼底所見、頸部血管雑音等により高度の動脈硬化所見のないことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。<u>また、増量に当たっては飛行停止期間は特に設けなくともよいが、1ヵ月以内に病態確認を行うこと。</u></p> <p>○免疫抑制薬</p> <p>タクロリムス水和剤、<u>JAK阻害薬、PDE4阻害薬</u>の外用薬に限る。</p> <p>○散瞳薬</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○チアゾリジン誘導体、ビグアナイド薬、α グルコシダーゼ阻害薬、DPP-4阻害薬、GLP-1受容体作動薬、SGLT-2阻害薬</p> <p>(略)</p> <p>○脂質異常症治療薬</p> <p>脂質異常症の治療のために、スタチン、プロブコール、フィブラート系薬、ニコチン酸系薬、多価不飽和脂肪酸、植物ステロール、陰イオン交換樹脂、小腸コレステロールトランスポーター阻害薬を使用する場合には、使用開始後、最低1週間の経過観察期間を経て、血清脂質値が安定し、かつ、使用医薬品の副作用が認められず、また、安静時心電図、眼底所見、頸部血管雑音等により高度の動脈硬化所見のないことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。</p> <p>○免疫抑制薬</p> <p>タクロリムス水和剤の外用薬に限る。</p> <p>○散瞳薬</p> <p>(略)</p>

改正	現行
<p><u>○増毛・育毛剤</u> <u>内服薬（フィナステリド、デュタステリド）は最低1ヵ月間の経過観察期間を経て、使用医薬品の副作用が認められないことを指定医又は乗員健康管理医に確認されなければならない。外用薬は用法・用量に従って、事前の試用により問題なければ継続使用して良い。（ただし、ミノキシジルの内服薬は現在日本で認可されていない。）</u></p> <p>○予防接種 全てのワクチン接種（初回または追加接種）後少なくとも24時間を経過するまで航空業務に従事してはならない。副反応があった場合にはそれが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。<u>新型コロナワクチンは接種後少なくとも48時間航空業務に従事してはならない。なお、新型コロナワクチン接種により副反応があった場合には、それが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。（48時間以内に消失した場合を含む）</u></p> <p><u>○ビタミン剤</u> <u>水溶性ビタミンは示された用法、用量を厳守して使用すること。</u></p> <p>C 航空業務に当たり、国土交通大臣による判定が必要な医薬品 以下の医薬品については、航空身体検査においては医薬品の使用に関する問題だけでなく、該当疾患の項を参照しなければならない。</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>○予防接種 全てのワクチン接種（初回または追加接種）後少なくとも24時間を経過するまで航空業務に従事してはならない。副反応があった場合にはそれが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>C 航空業務に当たり、国土交通大臣による判定が必要な医薬品 以下の医薬品については、航空身体検査においては医薬品の使用に関する問題だけでなく、該当疾患の項を参照しなければならない。</p>

航空機乗組員の使用する医薬品の取り扱いに関する指針（平成17年3月30日制定 国空乗第491号）の一部改正

改正	現行
<p>C項で扱う医薬品を使用する場合は、使用開始とともに航空業務を停止し、使用を継続し航空業務への復帰を希望する場合には、国土交通大臣の判定を受けなければならない。</p> <p>なお、ここに掲げている医薬品はあくまでも例示であり、この他にもC項に該当する医薬品は多数存在する。本章で述べられていない医薬品であっても、副作用が不明な医薬品又は副作用が懸念される医薬品を使用している場合若しくは使用を予定している場合、その他航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められる又はそのおそれがあるかどうか不明な場合は、指定医は航空身体検査証明書を発行してはならず、国土交通大臣の判定を受ける必要がある。</p> <p>○市販薬（A及びBに規定する場合を除く）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>○抗不整脈薬（アミオダロンは除く）</p> <p>○硝酸薬を含む狭心症治療薬</p> <p>○胆石症治療薬 催胆薬に限る。</p> <p>○炎症性大腸疾患治療薬</p> <p>○甲状腺疾患治療薬（ホルモン補充療法を除く）</p> <p>○糖尿病治療薬</p>	<p>C項で扱う医薬品を使用する場合は、使用開始とともに航空業務を停止し、使用を継続し航空業務への復帰を希望する場合には、国土交通大臣の判定を受けなければならない。</p> <p>なお、ここに掲げている医薬品はあくまでも例示であり、この他にもC項に該当する医薬品は多数存在する。本章で述べられていない医薬品であっても、副作用が不明な医薬品又は副作用が懸念される医薬品を使用している場合若しくは使用を予定している場合、その他航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められる又はそのおそれがあるかどうか不明な場合は、指定医は航空身体検査証明書を発行してはならず、国土交通大臣の判定を受ける必要がある。</p> <p>○市販薬（A及びBに規定する場合を除く）</p> <p><u>○漢方薬（日本薬局方生薬総則に規定されている医療用漢方製剤を2剤以上使用する場合）</u></p> <p><u>○生薬（日本薬局方生薬総則に規定されている生薬製剤を2剤以上使用する場合）</u></p> <p>○抗不整脈薬（アミオダロンは除く）</p> <p>○硝酸薬を含む狭心症治療薬</p> <p>○胆石症治療薬 催胆薬に限る。</p> <p>○炎症性大腸疾患治療薬</p> <p>○甲状腺疾患治療薬（ホルモン補充療法を除く）</p> <p>○糖尿病治療薬</p>

改正	現行
<p>Bに規定する以外の薬剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨・カルシウム代謝薬 <ul style="list-style-type: none"> 活性型ビタミンD3製剤、カルシトニン製剤、ビホスホネート製剤、イブリフラボン製剤、ビタミンK2製剤、カルシウム製剤等 ○抗血小板薬 ○抗凝固薬 ○抗真菌薬（内服） ○インターフェロン製剤、抗肝炎ウイルス薬 ○抗悪性腫瘍薬 ○免疫抑制薬（Bに規定する場合を除く） ○緑内障用点眼薬 ○抗菌薬（A及びBに規定する場合を除く） ○非ステロイド系消炎鎮痛薬（Bに規定する場合を除く） ○ステロイド製剤（少量の維持投与の場合に限る）（外用薬は除く） ○中枢性降圧薬（少量の維持投与の場合に限る） <u>○脂溶性ビタミン剤</u> <p>D 航空業務には不適合な医薬品</p> <p>以下の医薬品は航空業務には適さないものであるため、航空業務にはその使用は許可されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬、覚醒薬 ○抗てんかん薬 ○上記以外の向精神薬 	<p>Bに規定する以外の薬剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨・カルシウム代謝薬 <ul style="list-style-type: none"> 活性型ビタミンD3製剤、カルシトニン製剤、ビホスホネート製剤、イブリフラボン製剤、ビタミンK2製剤、カルシウム製剤等 ○抗血小板薬 ○抗凝固薬 ○抗真菌薬（内服） ○インターフェロン製剤、抗肝炎ウイルス薬 ○抗悪性腫瘍薬 ○免疫抑制薬（Bに規定する場合を除く） ○緑内障用点眼薬 ○抗菌薬（A及びBに規定する場合を除く） ○非ステロイド系消炎鎮痛薬（Bに規定する場合を除く） ○ステロイド製剤（少量の維持投与の場合に限る）（外用薬は除く） ○中枢性降圧薬（少量の維持投与の場合に限る） <u>（新設）</u> <p>D 航空業務には不適合な医薬品</p> <p>以下の医薬品は航空業務には適さないものであるため、航空業務にはその使用は許可されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬、覚醒薬 ○抗てんかん薬 ○上記以外の向精神薬

改正	現行
<p>○インスリン</p> <p>○筋肉増強薬</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○治験薬</p> <p>○アミオダロン</p> <p>○胆石症治療薬</p> <p>排胆薬（Cに規定する場合を除く）</p> <p>また、麻酔薬を使用した場合及び内視鏡検査を実施した場合、<u>注射薬の使用</u>の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>○麻酔薬の使用</p> <p>局所又は部分麻酔（歯科用麻酔を含む）後12時間以内は航空業務を行ってはならない。（麻酔薬を使用する原因となった疾病に関しても、航空業務の再開に先立って検討を行わなければならない）。<u>神経ブロック治療後は少なくとも24時間は航空業務を行ってはならない。</u></p> <p>全身、脊髄、硬膜外麻酔後48時間以内は航空業務を行ってはならない。この薬剤投与法は薬剤誘発性鎮静作用をもたらすものである。（麻酔薬を使用する原因となった疾病に関しても、航空業務の再開に先立って検討を行わなければならない）</p> <p>○内視鏡実施後の取り扱い及びその際に使用する医薬品 (略)</p>	<p>○インスリン</p> <p>○筋肉増強薬</p> <p><u>○生薬類似物（日本薬局方生薬総則に規定された生薬製剤以外のもの）</u></p> <p>○治験薬</p> <p>○アミオダロン</p> <p>○胆石症治療薬</p> <p>排胆薬（Cに規定する場合を除く）</p> <p>また、麻酔薬を使用した場合及び内視鏡検査を実施した場合の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>○麻酔薬の使用</p> <p>局所又は部分麻酔（歯科用麻酔を含む）後12時間以内は航空業務を行ってはならない。（麻酔薬を使用する原因となった疾病に関しても、航空業務の再開に先立って検討を行わなければならない）。</p> <p>全身、脊髄、硬膜外麻酔後48時間以内は航空業務を行ってはならない。この薬剤投与法は薬剤誘発性鎮静作用をもたらすものである。（麻酔薬を使用する原因となった疾病に関しても、航空業務の再開に先立って検討を行わなければならない）</p> <p>○内視鏡実施後の取り扱い及びその際に使用する医薬品 (略)</p>

改正	現行
<p><u>○注射薬の使用、献血等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・皮下注：減感作療法継続治療時は4時間、他は予防接種含め24時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・筋注：24時間は航空業務を行ってはならない。新型コロナワクチンは48時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・静注、点滴：24時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・造影剤検査：24時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・関節内注射：24時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・眼内注射：航空業務を行うに当たっては、国土交通大臣による判定の指示に従わなければならない。</u> <u>・献血：24時間は航空業務を行ってはならない。</u> <u>・ドナー（骨髄移植、末梢血幹細胞移植等）：G-CSF投与後採取まで航空業務は不可。採取後は少なくとも24時間は航空業務を行ってはならない。</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

附則（令和5年7月21日）

本指針は、令和5年8月21日から適用する。